

佐世保市事業者一時支援金申請要領

佐世保市緊急経済雇用対策本部事務局

ア. 支援金の概要

1. 趣旨

まん延防止等重点措置の適用により飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出自粛要請がなされたことに伴い、事業収入が減少した市内事業者に対し、佐世保市事業者一時支援金(以下「支援金」という。)を支給します。

2. 支給額

2022年1月、2月または3月(以下「対象月」という。)の売上高(申請者が営む事業の全売上高)のうち、対2021年(または対2020年、対2019年)の同月(以下「基準月」という。)と比較して、月毎の減少率が20%以上30%未満減少している月の売上減少額(基準月と対象月の売上の差額分)

1事業者につき最大10万円/月(月毎に計算し、いずれか2か月分、最大20万円を支給)

※支給額の算定においては、基準月は^{ふた}2月とも同年の月とします。

イ. 申請要件

支援金の申請をできる者は、次の1~5 全ての要件を満たす中小事業者です。

1. 2022年1月19日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業主の場合は住民票上の住所が佐世保市内にあること

※2022年1月1日以降に創業された事業者は対象外となります。

2. 次の①又は②のいずれかに該当し、2022年1月、2月または3月の売上高(申請者が営む事業の全売上高)のうち、対2021年(または対2020年、対2019年)の同月比で、月毎の減少率が20%以上30%未満減少している月が^{ひと}1月または^{ふた}2月該当すること

① 2022年1月21日から3月6日の間、県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店等と直接・間接の取引があること

② 2022年1月21日から3月6日の間、県下による不要不急の外出・移動自粛要請により影響を受けたこと

3. 国の事業復活支援金、各市町等の飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと
4. 市税について滞納がないこと(または市から納付の猶予を受けていること)
5. 国、法人税法別表第一に規定する公共法人でないこと。

ウ. 申請手続き等

1. 支援金の申請受付期間

令和4年4月1日(金)から令和4年5月31日(火) ※消印有効

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類及び添付書類】(佐世保市指定の様式)

- ① 佐世保市事業者一時支援金申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 2021年の確定申告書の控えの写し
※法人で決算を1期も迎えていない場合は、法人登記履歴事項全部証明書
※NPO法人・公益法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書及び年間の事業収入がわかる書類
- ④ 事業収入を2020年または2019年分と比較する場合は、それぞれ2020年または2019年の確定申告書の控えの写し
- ⑤ 基準月の月間事業収入が確認できる書類(下記参照)
法人:法人事業概況説明書の写し
個人:所得税青色申告決算書又は事業収入が確認できる帳簿等の写し
※フリーランス等で確定申告書上「給与収入」等で計上されている場合は、対象となる売上に係る業務委託契約書等も必要です。
- ⑥ 対象月の月間事業収入が確認できる帳簿等の写し
- ⑦ 振込先口座の通帳の表紙の裏面(1,2ページ目)の写し
- ⑧ 運転免許証など本人を確認できるものの写し※個人事業主のみ
- ⑨ チェック後の申請書類チェックシート
- ⑩ 委任状※代理申請の場合のみ

3. 支援金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法(場所)で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- 佐世保市ホームページ
- 佐世保市役所本庁および各支所、佐世保市産業支援センター、商工会議所、商工会等の窓口

4. 申請方法

下記申請先に郵送してください。

【申請先】

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号
佐世保市緊急経済雇用対策本部事務局 宛

5. 通知、支給の決定等

- ① 申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、支援金を支払うことで通知に代えます。
- ② 審査の結果、申請額と給付額が異なる場合があります。
- ③ 審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を送付します。

エ. その他留意事項等

1. 「申請書類チェックシート(全2ページ)」をよく確認し、記入・添付の上申請して下さい。
2. 新規開業者(2019年1月1日から2021年12月31日までの開業者)は下記のとおり新規開業特例の適用を選択することもできます。

【添付書類について】

チェックリスト⑤「2019年から2021年までの同月の月間事業収入が確認できる書類」は、「開業年の年間事業収入が確認できる書類」と読み替えて提出すること

- ① 設立(開業)日が2019年1月から2021年12月までであることを証明する書類(履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業届出書など)を追加で提出すること

【支援金申請額の計算について】

- ① 2019年1月1日から2021年12月31日までに開業した事業者は、申請書の売上高比較表「②基準月の月間事業収入」欄には、
「開業した年の年間事業収入」÷「開業した年の設立後月数」を記入すること
ただし、月数は、開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす

3. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消し、支援金を全額返還いただくとともに、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。
4. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
5. 申請者と支援金受給口座名義人が一致しない場合、別紙委任状を提出して下さい。

【お問い合わせ】 佐世保市事業者一時支援金コールセンター

電話番号 0956-25-9710

令和4年4月1日(金)～5月31日(火)土日祝を除く平日9時00分から17時00分まで

【参考】佐世保市事業者一時支援金申請チャート

